

四国医療専門学校^{（仮称）}の教育の目的

○建学の精神

健康のありがたさを知り、手をもって、伝え広める

○教育理念

自 律：医療に携わる人として、自ら学び、考え、行動する

信 頼：医療に携わる人として、仲間から患者さんから、社会から信頼を得る

貢 献：医療に携わる人として、人々の健康で幸せな生活に貢献する

○教育目標

建学の精神である「健康のありがたさを知り、手をもって、伝え広める」に基づき上記の教育理念を実現する医療人を育成する

○本校が求める人材像

医療専門職としての夢を持ち、前向きに努力する人

愛情を持って人に接し、協調性のある人

人の役に立ちたいとの思いを実現する志のある人

鍼灸マッサージ学科・鍼灸学科

I 卒業認定・専門士付与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）

鍼灸マッサージ学科・鍼灸学科では、所定の単位を修得し、以下の能力を身につけた者に対して卒業を認定し、専門士の称号を付与する。

- 1) 将来、医療施設、施術所等において臨床にあたる上で必要な、現代医学及び東洋医学の基礎的知識と基本的技能を修得している。
- 2) 医療人として必要な基本的態度・習慣を身につけている。
- 3) 医学的問題を正しく捉え、自然科学のみならず、社会的、心理的、倫理的方法を統合して解決する為の能力を身につけている。
- 4) 生涯にわたり自主的に課題に取り組み、問題点を把握しつつ追求し、解決できる能力及び自己学習する態度・習慣を身につけている。

II 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：CP）

鍼灸マッサージ学科・鍼灸学科では、卒業認定・専門士付与の方針を実現するため、教育課程を「基礎科目」、「専門基礎科目」及び「専門科目」の3つの科目群に分け、段階的、系統的に教育できるように各科目を配置している。学修の成果は、学修期間内に修得すべき知識や技術、態度・習慣を明示し、到達目標に向けた努力とその成果について客観的な評価を行う。

1) 基礎科目

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師（以下あはき師）に必要な教養科目として、健康科学、人文科学、およびコミュニケーション能力を身につけるための科目を配置する。

2) 専門基礎科目

あはき師に必要な基礎医学知識を習得するため、1年次に人体の構造と機能を中心に学び、2年次、3年次に疾病の成り立ち、予防及び回復の促進、保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧はりきゅう（以下あはき）の理念を修得するための科目を配置する。

3) 専門科目

あはき師に必要な基礎医学知識を習得するため、1年次には施術の安全性に関する知識と技術、東洋医学の基本的な生理観・病理観、経穴に関する科目を配置する。2年次、3年次には、あはきの治効理論、治療技術やその評価法、および適応範囲に関する知識に加え、医学史、社会保険医療制度、関連法規、医療倫理などを習得するための科目を配置する。

あはき師の育成にあたり、実技授業、臨床実習を職業教育の根幹とし、以下の教育課程を配置する。

i 実技授業

- 1年次：安全な施術能力の獲得を目指す基礎あはき実技
- 2年次：臨床実習前教育を意識した、高度な能力の獲得を目指す応用あはき実技
- 3年次：開業あはき師を中心に構成された指導者による、実践的かつ卓越した技能の修得を目指す実践あはき実技

ii 臨床実習

- a. あはき師の職域拡大、施術者にふさわしい知識と教養を身に付けることを目的とした医療機関（医療機関・介護施設・スポーツ分野等）見学実習
- b. 一般患者に対する施術の機会を目的とした、附属鍼灸治療院における臨床実習
- c. 開業あはき師の指導による施術所臨床実習

Ⅲ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー：AP）

鍼灸マッサージ学科・鍼灸学科では、卒業認定・専門士付与の方針を実現するため、以下の素養を有する人材を求める。

鍼灸マッサージ・鍼灸学科の求める人材像

医療を通じて社会の役に立ちたいと考える人、様々な分野に関心を持ち、教養・基礎力・実践力・応用力をバランスよく学べる感性豊かな人。

柔道整復学科

I 卒業認定・専門士付与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）

柔道整復学科では、学則に定めた単位を修得し、柔道整復師に求められる基礎的な知識と技能・態度習慣を身に付け、以下の素養を身につけた者に対して、卒業を認定し、専門士の称号を付与する。

- ①専門性（自律）・・・柔道整復師としての資質の向上に努めることができる。
- ②道徳性（信頼）・・・柔道整復師としての美徳の陶冶に努めることができる。
- ③公益性（貢献）・・・柔道整復師としての知識と技術をもって社会に貢献できる。

II 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：CP）

柔道整復学科では、ディプロマ・ポリシーを実現するため、教育課程を「基礎科目」、「専門基礎科目」及び「専門科目」の3つの科目群に分け、段階的、系統的に教育できるように各科目を配置している。学修の成果は、学修期間内に修得すべき知識や技術レベルを明示し、授業態度のほか、到達目標に向けた努力とその結果によって、客観的な評価を行う。

1. 共通基礎科目

教養に富んだ柔道整復師育成のため、健康科学、人文科学、コミュニケーションに関する科目を配置する。

2. 専門基礎科目

基礎となる人体の構造や機能に加え、それらを基盤として臨床の場で特に求められる科目、さらにそれらの知識を応用して安心して安全な柔道整復業務を遂行できる科目を配置する。併せて職業倫理と柔道を必修科目とし、柔道を通じた人格形成とプロフェッショナルリズム教育を実践する。

3. 専門科目

基礎柔道整復学、臨床柔道整復学、柔道整復実技を配置し、柔道整復業務である骨折、脱臼及び軟部組織損傷に関する観察・評価及び施術に関わる知識と技能を段階的に修めるとともに、臨床実習を通じ、柔道整復師としての職業実践的な技能に加え、医療人としてふさわしい態度習慣を修得する。

III 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー：AP）

柔道整復学科では、卒業認定・専門士付与の方針を実現するため、以下の素養を有する人材を求める。

柔道整復学科の求める人材像

温かな人間性と時代の変化に対応できる柔軟な思考力を持ち合わせた人。

理学療法学科

I 卒業認定・高度専門士付与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）

理学療法学科では、所定の単位を取得し、以下のような能力を身につけた者に対して、卒業を認定し、高度専門士の称号を付与する。

1. 人を広く深く理解し、人と関わりあえる態度を身につけている。
2. リハビリテーションの基本的な知識・技術を修得している。
3. 保健医療福祉チームの一員としての役割と責任を果たす能力を身につけている。
4. 専門職としての認識を深め、生涯学習を継続する姿勢を身につけている。
5. 高い問題処理能力を培い、将来において学術的に活動できる態度を身につけている。

II 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：CP）

理学療法学科では、その教育理念に基づき広く社会に貢献できる理学療法士を養成するため、以下のような方針に基づいてカリキュラム（教育課程）を編成している。

1. 基礎分野

科学的・理論的思考を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断力と行動力を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解し、国際化および情報社会に対応できる能力を育成する。

2. 専門基礎分野

人体の機能と構造、心身の発達を系統立てて理解し、健康・疾病および障害についてその予防と回復過程に関する知識を習得し、理解力・観察力・判断力を培う。また、国民の保健医療福祉の推進のために理学療法士が果たすべき役割について学ぶとともに、地域における関係諸機関との調整および教育的役割を担う能力を育成する。

3. 専門分野

理学療法の枠組みと理論を理解し、系統的な評価や治療、障害の予防に関する知識と技術を習得し、問題解決能力を養う。また、患者および障害者の地域における生活を支援していくために必要な知識や技術を習得する。社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践力を身につけ、臨床実習につなげる。

4. 専門関連分野

理学療法の専門分野を中心とした研究活動、およびレクリエーション活動を経験することで多彩な対応ができる能力を養う。

III 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー：AP）

理学療法学科では、卒業認定・高度専門士付与の方針を実現するため、以下の素養を有する人材を求める。

理学療法学科の求める人材像

人に関心を持ち、身体が不自由になった方の助けになりたい人、施設見学等自分の将来の仕事について理解を深め、目的意識と情熱を持った人。

作業療法学科

I 卒業認定・高度専門士付与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）

作業療法学科では、所定の単位を取得し、以下の能力を身につけた者に対して、卒業を認定し、高度専門士の称号を付与する。

1. ひとが作業を通じて健康で幸福な生活を行うために、人を広く深く理解するための探求する能力が身につけることができる。
2. 作業療法の実践に必要な基本的知識と技能を修得することに加え、その人の課題を的確に捉え、解決するために必要な知識を統合できる能力を身につけることができる。
3. 対象者や様々な医療・介護職種と良好な人間関係を構築することができる人間性豊かなコミュニケーション能力を有し、職業人として責任のある行動ができる。
4. 作業療法の社会的役割を認識し、生涯探求していく姿勢を身につけることができる。
5. 卒業後、時代のニーズを理解し、地域社会に貢献できる人材として活動ができる。

II 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：CP）

作業療法学科では、「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」「専門関連分野」の4つの分野に分け、段階的、系統的に教育できるように科目を配置している。学修の成果は、学修期間内に修得すべき知識や技術、態度等を明示し、到達目標に向けた努力とその成果について客観的な評価を行う。

1. 基礎分野

作業療法に必要な豊かな人間性と倫理性、科学的、理論的倫理思考を育て、基盤となる資質や能力を身につけるために、基礎科目を設ける。

2. 専門基礎分野

作業療法の対象となる、疾病及び障害について、その予防と回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力、判断力を培う。また、国民の健康医療福祉の推進のために作業療法士が果たすべき役割について学ぶとともに、地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を育成する。

3. 専門分野

作業療法の枠組みと理論を理解し、系統的な評価や治療、障害の予防に関する知識と技術を習得する。また、対象者の地域における生活を支援していくために必要な知識や技術を習得し、問題解決能力を養う。

4. 専門関連分野

作業療法士として、個人や社会的ニーズの多様化に対応した臨臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践力を身につける。そして、向上心と研究心を持ち、地域社会の場で活かす能力を養う学習を行う。卒業後も自己の資質を高められ、生涯学習に対しての能動性を養う。

III. 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー：AP）

作業療法学科では、卒業認定・高度専門士付与の方針を実現するため、以下の素養を有する人材を求める。

作業療法学科の求める人材像

「心」と「体」を支援できる『想像力と応用力』を備えた人で、明るく、前向きで好奇心旺盛な人。

看護学科

I 卒業認定・高度専門士付与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）

看護学科では、所定の単位を修得し、以下の力を身につけた者に対して、卒業を認定し、高度専門士の称号を付与する。

1. 生命・人権を学び、倫理観に基づいて判断・行動できる心豊かな人間性を身につけている。
2. 看護の対象を総合的に理解し、科学的根拠に基づいた知識・技術・態度と、信頼される看護が実践できる基礎的能力を修得している。
3. 東洋医学の理論・心・技を理解し、看護の対象を深く癒せる実践能力を修得している。
4. 保健・医療・福祉に関する理論及び社会の問題を「福祉学」と「心理学」の面から教育研究するとともに、福祉行政のあり方を考える能力を修得している。
5. 看護の社会的役割を認識し、保健医療福祉チームの一員として行動できる能力を身につけている。
6. 専門職業人として成長・発達できるよう自己研鑽に努め、変動する社会のニーズに対応できる能力を身につけている。
7. 国際社会の中で活躍する専門職業人である自覚をもち、広い視野で 21 世紀の看護を創造する能力を身につけている。

II 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：CP）

看護学科では、卒業認定・高度専門士付与の方針を実現するため、看護教育内容を「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野Ⅰ」「専門分野Ⅱ」「統合分野」の5つの分野に分け、段階的、系統的に教育できるように各分野に必要な科目を配置している。

1. 基礎分野

看護に必要な科学的思考及びコミュニケーション等について学び、感受性豊かで、主体的に判断し行動できる能力を養う。国際化及び情報化へ対応しうる能力、さらに看護の特性から、人権意識の普及・高揚が図れるよう、専門基礎分野及び専門分野の基礎となる科目を設定する。

2. 専門基礎分野

看護学を学ぶ上での基礎的知識や、密接に関連する領域を学ぶ分野として位置づけた。人体を系統立てて理解し、健康・疾病・障害に対する観察力、判断力を強化するため、人間の身体づくりや働きを、看護の視点である生活と結びつけるよう設定した。さらに、人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるための科目を設定した。

3. 専門分野Ⅰ

看護学の土台として、専門分野Ⅱ・統合分野に共通する概念・理論・技術を学ぶよう位置づけた。各看護学及び在宅看護論の基盤となる基礎的な理論や方法を学ぶために演習を含み、コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とし、看護師として倫理的な判断をするための基礎的能力を養う科目を設定した。

4. 専門分野Ⅱ

臨床実践能力の向上を図るため、演習を強化した内容とし、各看護学においては、看護の対象及び目的の理解、予防、健康の回復、保持増進及び疾病・障害を有する人々に対する看護の方法を学ぶ内容とした。老年看護学・小児看護学・精神看護学については各4単位、成人看護学は6単位で設定した。各看護学は概論・方法論として授業展開する。方法論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは、原則として援助論・病態・演習のまとまりで教授するが、成人看護学・母性看護学については、看護対象の特徴を踏まえた内容で教授する。

5. 統合分野

在宅看護論・看護の統合と実践の2つで構成した。基礎分野・専門基礎分野・専門分野Ⅰ・専門分野Ⅱまでに学習した内容の知識や技術を全て統合し、卒業後、臨床現場にスムーズに適応できるようにとの意図をもって、一般病床あるいは在宅現場で、実務に近い看護の内容や方法を学ぶ分野として位置づけた。

Ⅲ. 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー：AP）

看護学科では、卒業認定・高度専門士付与の方針を実現するため、以下の素養を有する人材を求める。

看護学科の求める人材像

人が好きで細やかな心づかいと集中力が発揮でき、自ら積極的に学ぶ意欲のある人。
また、学士の称号を持つ看護師として将来専門領域でのキャリアアップを目指す人。

スポーツ医療学科

I 卒業認定・修了証書授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）

スポーツ医療学科では、所定の単位を修得し、以下の能力を身につけた者に対して、卒業を認定し、修了証書を授与する。

1. 人体の構造と機能に対する基礎的な理解
2. リハビリテーションに対する基礎的な知識と技能
3. トレーニングに対する基礎的な知識と技能
4. 競技者の評価方法に対する基礎的な知識と技能
5. コンディショニングに対する基礎的な知識と技能
6. 救急処置の知識と技能
7. 競技者に対する栄養学の知識
8. ドーピングに関する知識
9. チームマネジメント

II 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：CP）

1. 身体の構造・機能を理解し、スポーツ傷害に関する知識を身につける。
2. アスレティックリハビリテーションに関する正確な知識と基礎技能を身につける。
3. 競技者のパフォーマンスを向上させるための科学的な知識と基礎技能を身につける。
4. 体力測定・評価とコンディショニングに関する専門的な知識を身につける。
5. コンディショニングに関する基礎技能を身につける。
6. 競技者の健康、生命に関わる救急処置の知識と技能を身につける。
7. 栄養に関する知識を身につける。
8. ドーピングコントロールの知識を身につける。
9. チームマネジメントとトレーナーの役割を理解する。

III 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー：AP）

スポーツ医療学科では、卒業認定・修了証書授与の方針を実現するため、以下の素養を有する人材を求める。

スポーツ医療学科の求める人材像

ジュニアからトップアスリートまでのすべての競技者の夢を叶える熱きころもを持った人、
ならびに地域スポーツに貢献したい人。

○ 本校の学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー：ASP）

本校では、本校の教育理念に基づく各学科で定める「卒業認定・称号付与の方針」（ディプロマ・ポリシー：DP）で示された教育目標の到達度の把握、卒業認定・称号付与の方針、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー：CP）並びに「入学者受け入れの方針」（アドミッション・ポリシー：AP）の三つのポリシーに基づき、機関レベル（学校）、教育課程レベル（学科）及び科目レベル（授業・科目）の3段階で、学修成果の把握・評価を査定する方針を定める。

1. 機関レベル

学生の志望進路（就職率、資格・免許を活かした専門領域への就業率及び進学率等）から、学修成果の達成状況を査定する。

2. 教育課程レベル

学科の所定の教育課程における資格・免許の取得状況及び卒業要件の達成状況（単位取得状況・GPA）から、教育課程全体を通じた学修成果の達成状況を査定する。

3. 科目レベル

シラバスで提示された授業等科目の学修目標に対する評価及び学生による授業評価等の結果から、科目ごとの学修成果の達成状況を査定する。

4. 授業科目及び教育課程における学修成果の評価方針

本校は、科目レベル及び教育課程レベルの学修成果の評価について、その目的、達成すべき質的水準及び評価の実施方法を、「四国医療専門学校学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」を踏まえて、次のように定める。

(1) 目的

- 1) 各学科のディプロマ・ポリシーに定める「学生が身につけるべき能力」に関する学修成果の把握・評価を行う。
- 2) 学修成果を把握・評価することで、学生自らが、学修目標を持ち、PDCAに取り組み、学修到達度を把握し、学生が自らの成長を実感できるようにする。
- 3) 学修成果を把握・評価することで、授業科目担当者及び学科としての教育の改善・向上に取り組み、教育の質を保証する。
- 4) 学修成果の把握・評価に関する情報を公開することにより、社会への説明責任を果たす。

(2) 達成すべき質的水準

- 1) 授業科目の成績評価については、本校学則第 32 条に定められた評価基準によるものとし、授業科目について、達成すべき質的水準を成績評価の「可」（GP の「1」）以上とする。

成績評価	GP
秀（90～100点）	4
優（80～89点）	3
良（70～79点）	2
可（60～69点）	1
不可（59点以下）	0

- 2) 修得単位数については、学年ごとに達成すべき質的水準として、本校学則第36条（履修規程第4条第1項）に定められた単位の認定は、当該学年で履修すべき科目全ての単位を取得していることを原則とする。
- 3) 卒業認定について、達成すべき質的水準として、本校学則第37条（履修規程第4条第2項）に定められた出席時間数が所定の時間数を満たし、在学期間に履修しなければならないすべての科目の単位を取得していることを原則とする。
- 4) その他、達成すべき質的水準として、各学科が定めるディプロマ・ポリシーを用いる。

(3) 評価の実施方法

区分	入学前（入学直後） アドミッション・ポリシー	在学中 カリキュラム・ポリシー	卒業時 ディプロマ・ポリシー
機 関 レ ベル	<ul style="list-style-type: none"> ・入学試験 ・進路決定に関するアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・各科目の成績（GPA） ・退学率、休学率 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業率 ・就職・進学率 ・卒業時アンケート
教 育 課 程 レ ベル		<ul style="list-style-type: none"> ・各科目の成績（GPA） ・退学率、休学率 ・授業評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業率 ・就職・進学率 ・卒業時アンケート
科 目 レ ベル		<ul style="list-style-type: none"> ・各科目の成績（GPA） ・授業評価 	